

The University of Kitakyushu

*The Review of
Business and Economics*

Vol. 53, No. 1 · 2 · 3 · 4

March 2018

A Special Issue Published in Commemoration of Retirement of
Prof. Kazutaka Shiraishi

北九州市立大学

商経論集

第53卷 第1 · 2 · 3 · 4号
2018年3月

白石和孝教授退職記念号

Articles

- Regional financial institutions and cash flow estimate method Toshihiro Umezawa 1

論文

- 中小金融機関とキャッシュ・フロー見積法 梅澤俊浩 1

The Society for Economic Studies
The University of Kitakyushu
Kitakyushu, Japan

北九州市立大学経済学会

中小金融機関とキャッシュ・フロー見積法[†]

梅澤俊浩

1. はじめに

銀行と企業との長期的・継続的な融資関係を前提とすると、銀行の財務諸表上の資産価値には不透明性がつきまとう（例えば、Rajan 1992; Rajan 1998; Boot 2000; Bushman 2016）。財務諸表において、貸出債権は、回収不能見込額を表す貸倒引当金を設定することを通じて、間接的にその時点での評価額が表示される。しかし、もし貸倒引当金がキャッシュ・フローの回収可能性の悪化という経済実態を捉えていなければ、銀行経営者が不良債権の処置を先延ばしたり、投資家の判断を誤導したりする機会を生み出す可能性がある。

米国財務会計基準審議会(FASB)と国際会計基準委員会(IAS)は、割引キャッシュ・フロー法による減損損失モデルを導入している(FASB 1993; IAS 1998)。これを発生損失モデル(Incurred Loss Model)という。発生損失モデルでは、減損認識のトリガーが引かれると、キャッシュ・フローの回収可能性の悪化という経済実態を財務諸表に反映する。しかし、リーマンショックを契機に、発生損失モデルでは、減損損失の計上が少なすぎて遅すぎるため、実態をタイムリーに財務諸表に反映できないとの批判を受けることとなった。そこで、登場したのが予想損失モデル(Expected Loss Model)である。FASBと国際会計基準審議会(IASB)の双方が、発生損失モデルから予想損失モデルへの変更を提案している。

他方で、日本においては、主要行と中小金融機関に対するダブルスタンダード政策によって、2002年度から、主要行については要管理先と破綻懸念先に対してキャッシュ・フロー見積法(DCF法)の適用が原則化された一方で、中小金融機関については任意適用のままとされている。そのため、現在でもDCF法を適用する中小金融機関は少数派となっている。こうした中小金融機関の現状をみると、日本においては、発生損失モデルと予想損失モデルのどちらが良いかという議論の段階には至っていない。むしろ問題なのは、DCF法が中小金融機関に適用されていない現状である。よって、本研究は、中小金融機関がDCF法を導入する意義について検討する。

日本の償却・引当制度の特徴は、自己査定の債務者区分ごとに貸倒引当金の算定方法が定まっている点にある。そのため、貸倒引当金の総額の適切性はもとより、特定の債務者区分ごとの引当額の適切性も検証されるべきである。DCF法の適用先は「要管理先」と「破綻懸念先」と定められているが、DCF法を適用している場合と適用していない場合とでは、「要管理先」と

[†] 本研究は、科学研究費補助金（基盤(C)課題番号 16K03994）および日本ディスクロージャー研究学会 2016年度特別プロジェクト研究助成金による研究成果の一部である。

「破綻懸念先」の引当額はどれほど異なるのであろうか。そこで、本研究は、教科書的な解説も交えながら、DCF法を適用している場合と適用していない場合の「要管理先」と「破綻懸念先」の引当額の総額の適切性に関して検討を行う。

本研究は以下の構成をとる。第2節では会計制度の変遷、第3節では自己査定と償却・引当について説明する。第4節では、貸倒実績率法とDCF法それぞれの説明をしたうえで、それまでの議論をまとめるとともに、第5節では、一般貸倒引当金の理論モデルを使って、DCF法適用の有効性を考察する。第6節では、主要行と中小金融機関の実務について考察する。最後の第7節で、本研究の要約を述べる。

2. 銀行業の償却・引当に関する会計制度の変遷

はじめに、主要行に対してキャッシュ・フロー見積法(以下、DCF法)が原則適用となるまでの、銀行業の償却・引当に関する会計制度の変遷を概説する。

2.1 銀行会計の現行制度への移行

銀行が抱える信用リスクを適時適切に把握することが重要である(例えば、醍醐1995)。一般に、与信ポートフォリオの信用リスク¹は、(1)将来発生が予想される損失の平均値である予想損失(Expected Loss)と、(2)一定の信頼区間の中で発生し得る損失の最大値から予想損失を差引いた部分に該当する狭義の信用リスク(非予想損失: Unexpected Loss)に大別される。そして、予想損失はリスクテイクに対する必要コストとして一般貸倒引当金²でカバーする一方で、非予想損失はリスクテイクが抱える潜在的な損失として自己資本でカバーすべきとされる。

1996年度(1997年3月期)までは、銀行は、大蔵省通達である「決算経理基準」と「不良債権償却証明制度」のもと、法人税法規定に沿った不良債権処理会計が求められていた³。つまり、資産査定(つまり、債務者区分と資産分類)は、大蔵省が担当し、償却・引当の実務は、税法の繰入基準の規定に則って、法人税法上の無税償却要件を充たすものを中心に行なわれていた。その結果、1990年代後半の不良債権処理が問題となっていた頃は、実態に比して貸倒引当金の計上不足の状況、つまり、信用リスクに比して過少な貸倒引当金の計上が一般的であった。

こうした状況が、1997年度(1998年3月期)以降、資産査定は、銀行自らが自己査定基準を設定したうえで、信用リスク(債権回収の危険性の度合い)に応じて債権を分類し、その結果の妥当性を外部監査人が監査するという自己査定制度へと移行した。さらに、1998年度(1999年3月期)からは、償却・引当も、法人税法の規定にとらわれることなく、自己査定の結果を踏ま

1 信用リスクとは、債務者が契約上の条件に沿ったかたちで債務を履行できなくなり、銀行が損失を被る可能性をいう(日本銀行2001,14)。

2 全国銀行協会連合会通達「銀行業における決算経理基準について」により、銀行の貸倒引当金は、一般貸倒引当金(General Loan Loss Allowance: GLLA)、個別貸倒引当金(Specific Loan Loss Allowance: SLIA)と、特定海外債権引当勘定を総称するものとなっている。

3 従来の不良債権処理制度と銀行会計については岩崎(2007)を参照のこと。

えて、会社法や企業会計原則等に基づき、各行が定める基準に従って実施されることとなった。そして、1999年度(2000年3月期)から、1999年7月1日の「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」(以下、金融検査マニュアル)の発出によって、自己査定、償却・引当および自己資本比率が整合性を持って連動することになった。

2.2 キャッシュ・フロー見積法の導入

1997年度(1998年3月期)以降、一般貸倒引当金は、銀行等監査特別委員会報告第4号「金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに償却・引当の監査に関する実務指針」(1997年4月15日・日本公認会計士協会)によって、(1)倒産確率による方法あるいは(2)貸倒実績率による方法によって算定が行われていた。

それが、2000年度(2001年3月期)からは、DCF法の適用が容認された。「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(以下、金融再生法)」(1998年10月16日)の規定により、銀行は、自己査定結果に基づき、金融再生委員会が定めるところにより、適切な貸倒償却および貸倒引当金の計上を実施することとされた。これに伴い、日本公認会計士協会は、銀行等監査特別委員会報告第4号(改正1999年4月30日)を改正し、DCF法の適用を容認したが、細則がなかったこともあるって、DCF法の利用は限定的であった(日本銀行2003, 13)⁴。

2002年には、「金融再生プログラム—主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生—」(2002年10月30日)が発表され、不良債権処理(要管理先以下)の加速、2004年度までに不良債権を半減にするなどの目標が設定された。具体的には、(1)銀行の債務者区分の適正さを厳密に点検するために大口債務者を対象に特別検査を実施し、自己査定と検査結果の格差を公表することを通じて、資産査定の厳格化を迫る。さらに、(2)大口問題企業に対する融資が複数行からなされている場合は、大口問題企業の債務者区分を、最も保守的に評価している銀行の債務者区分に統一⁵する。そのうえで、(3)担保価値を保守的に評価⁶して、(4)要管理先と破綻懸念の大口問題企業にDCF法を基礎とした個別引当法を適用する。こうした一連の施策が、銀行の財務諸表の透明性向上や信用リスク管理能力の強化に寄与すると期待された。

金融庁は、「金融再生プログラム」の趣旨を踏まえて、日本公認会計士協会に対して、主要行に対するDCF法の原則適用の要請を行った⁷。これを受け、日本公認会計士協会は、(1)「銀行等金融機関において貸倒引当金の計上方法としてDCF法(DCF法)が採用されている場合の監査上の留意事項」(2003年2月24日)、(2)「銀行等金融機関の正常先債権の貸倒実績率又は倒産

4 主要行では東京三菱銀行と三菱信託銀行、地域銀行では横浜銀行が、2000年度(2001年3月期)からDCF法を採用している。

5 債務者区分統一プロジェクトは、同一大口債務者に対する債務者区分を銀行間で同一にすることを目的として、主要行向けエンフォースメント強化措置として、2003年1月から実施されたものである。

6 金融庁は、「担保評価の厳正な検証について」(2003年3月14日)を公表し、担保評価の厳正な検証を主要行に要請している。

7 日本経済新聞(2002)によると、内閣府の伊藤達也副大臣(金融担当)は、日本公認会計士協会の奥山章雄会長に、DCF法と、引当率を見積もる際の基準期間の短縮化の二点を要望したとされる。

確率に基づく貸倒引当金の計上における一定期間に関する検討」(2003年2月24日)、(3)「主要行の監査に対する監査人の厳正な対応について」(2003年2月24日)を公表した。金融庁も、「金融検査マニュアル」(改正2003年2月25日)を改訂し、(1)DCF法の採用、(2)算定期間の見直し、が追加された。これらが整備されたことによって、2002年度(2003年3月期)から、主要行は、「要管理先」と「破綻懸念先」の与信額100億円以上の大口債務者に対して、DCF法を原則適用することとなった。こうした一連の施策の結果、第6節で説明するように、主要行の「要管理先」の引当率は向上したが、そうした効果は「破綻懸念先」では観察できなかった。

他方で、中小金融機関に対しては地域密着型金融政策が実施されたため、引き続きDCF法は任意適用のままでされた。そのため、現在でもDCF法を適用している中小金融機関は少数派となっている。こうした現状を鑑みて、本研究は、DCF法を適用している場合と適用していない場合の「要管理先」と「破綻懸念先」の引当額の総額の適切性に関して検討を行い、中小金融機関がDCF法を採用する意義について検討する。なお、DCF法は、自己査定の債務者区分の「要注意先」と「破綻懸念先」に対してのみ適用可能となっている。このように、自己査定の債務者区分ごとに貸倒引当金の算定方法が定まっている点に日本の償却・引当制度の特徴がある。そこで、DCF法の説明に入る前に、次節において、自己査定と償却・引当の制度について概説をする。

3. 自己査定と償却・引当

銀行は、一般貸倒引当金の十分性を検証するに当たっては、信用格付をベースに算出した予想損失を参考することが望ましい(例えば、日本銀行2001,14)。銀行自らが行う資産査定を自己査定という。自己査定は、はじめに、原則として信用格付⁸に基づき、5つの債務者区分を決定する。次いで、債務者ごとに個々の債権の毀損の程度や担保・保証等の保全状況を勘案して、個々の債権を非分類、Ⅱ分類、Ⅲ分類、Ⅳ分類の4段階に分類する。この自己査定結果を踏まえて、引当・償却が実施される。そこで、本節は、信用格付を活用した自己査定と償却・引当の制度について概説する。

3.1 銀行の意思決定、自己査定の債務者区分と金融再生法開示債権

銀行業の資産査定および償却・引当の制度は、銀行と企業との長期的・継続的な融資関係を前提として、制度設計がなされている。銀行が企業と結ぶ負債契約には、ある種の救済オプションが備えられている。銀行は、取引企業の財務状態が悪化したときに金融支援を行うことを、事前にコミットしている。そのため、元本と利息のキャッシュ・フローを約定通りのスケジュールで回収できるときには、銀行は経営者に自由裁量権を与える。しかし、事後的に、融資先企業の財務状態が悪化し、元本と利息のキャッシュ・フローの回収可能性に懸念が生じたときには、銀行には2つの選択肢がある。ひとつは金融支援であり、もうひとつは清算である。銀行

⁸ 国内基準行は、信用格付を行わずに債務者区分を行うことができる。

は、企業の再建可能性を推し量り、再建の可能性があれば、金利減免や追加融資といった金融支援を行う一方で、再建の可能性がなければ、破綻処理を行うことになる⁹。

表1：自己査定における債務者区分

債務者区分	定義	
正常先	正常先とは、業績が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認めらえる債務者という。正常先に対する債権については非分類(Ⅰ分類)とする。	
要注意先	要注意先とは、金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者をいう。また、要注意先となる債務者については、要管理先である債務者とそれ以外の債務者とを分けて管理することが望ましい。	
	その他要注意先	要注意先のうち、「要管理先」に該当しない債務者という。
	要管理先	要注意先の債務者のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者をいう。 要管理債権とは、要注意先に対する債権のうち「3カ月以上延滞債権（元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸出債権）及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権）」（金融機能再生緊急措置法施行規則第4条）をいう。
破綻懸念先	破綻懸念先とは、現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（金融機関等の支援継続中の債務者を含む）をいう。具体的には、現状、事業を継続しているが、実質債務超過の状態に陥っており、業況が著しく低調で貸出金が延滞状態にあるなど元本及び利息の最終の回収について重大な懸念があり、従って損失の発生の可能性が高い状況で、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者をいう。	
実質破綻先	実質破綻先とは、法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者をいう。具体的には、事業を形式的には継続しているが、財務内容において多額の不良資産を内包し、あるいは債務者の返済能力に比して明らかに過大な借入金が残存し、実質的に大幅な債務超過の状態に相当期間陥っており、事業好転の見通しがない状況、天災、事故、経済情勢の急変等により多大な損失を被り（あるいは、これらに類する事由が生じており）、再建の見通しがない状況で、元金又は利息について実質的に長期間延滞している債務者などをいう。	
破綻先	破綻先とは、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者をいい、例えば、破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者をいう。	

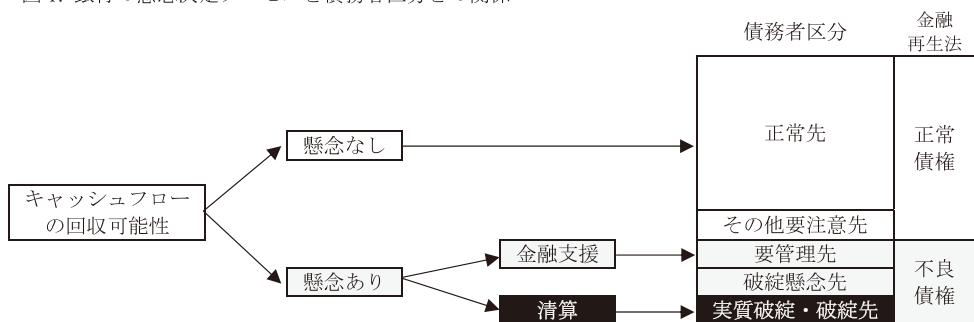
出所：金融検査マニュアルを参考に筆者作成。

本研究では、この銀行の意思決定プロセスを、自己査定の債務者区分と対応させて検討することとする。ここで、債務者区分とは、債務者の財務状況、資金繰り、収益力等により、返済の能力を判定して、その状況等により債務者を各債務者区分に区分することであり、各債務者区分の定義は表1とおりである。

9 この事後的な救済や清算にかかるコストの大きさは不確実である。そのため、銀行は取引企業の財務状態の悪化を防ぐために、事前や中間のモニタリングを行うインセンティブを持つのである。

図1は、銀行の意思決定プロセスと自己査定の債務者区分との対応関係を示している。(1)元本と利息のキャッシュ・フローの回収可能性に懸念のない債務者は「正常先」と「その他要注意先」に、(2)元本と利息のキャッシュ・フローの回収可能性に懸念のある債務者は「要管理先」あるいは「破綻懸念先」に、(3)元本と利息のキャッシュ・フローの回収を期待できない債務者は「実質破綻先」あるいは「破綻先」にそれぞれ区分される。また、金融再生法開示債権の債権分類基準では、「正常先」と「その他要注意先」が正常債権、「要管理先」、「破綻懸念先」、「実質破綻先」と「破綻先」が不良債権に相当する。よって、自己査定の債務者区分と金融再生法開示債権の債権分類基準は、銀行の意思決定プロセスと整合的な制度となっている。

図1: 銀行の意思決定プロセスと債務者区分との関係



出所: 筆者作成。

3.2 内部格付制度¹⁰と債務者区分

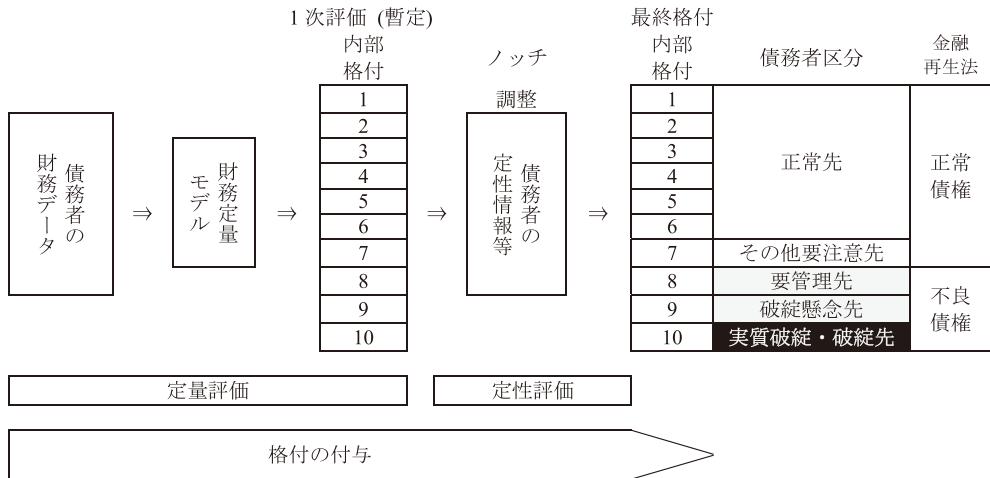
現行の自己査定と償却・引当の制度が導入される以前は、元本と利息のキャッシュ・フローの回収可能性に懸念のある債務者に対する対応については、銀行に裁量の余地が大きく存在した。たとえば、これまでの日本の融資慣行¹¹においては、本来であれば清算すべき債務者に、追加融資を行うことを通じて、延命させる（例えば、Caballero et al. 2008）ことなどが可能であった¹²。しかし、こうした銀行の裁量の余地を排して、元本と利息のキャッシュ・フローの回収可能性そのものを正確かつ検証可能な客観性のある形で、債務者区分に落とし込むことを目的にして、自己査定制度は設計されている。銀行は、債務者の財務内容、信用格付業者による格付、信用調査機関の情報などに基づき、債務者の信用リスクの程度に応じて信用格付（内部格付）を行い、それらに基づいて債務者区分を決定することになったのである。

10 内部格付制度の詳細は、日本銀行（2001）と日本銀行金融機構局（2005）を参照のこと。

11 日本では、中長期的な顧客関係を重視する融資慣行のもとで、「業況が悪化しても整理・再生手続きなどによる対応は極力行わず、融資を続行しながら経営再建に関与する」という与信先管理が一般的であった（日本銀行 2003, 14）。

12 堀内（1999）は「追い貸し」こそが、不良債権問題の核心であった主張している。

図2: 内部格付制度と自己査定の債務者区分との関係



出所: 碓井 (2013) を参考に筆者作成。

図2は、銀行の内部格付と自己査定の債務者区分との対応関係を示している。各銀行の内部格付は、はじめに定量情報によって債務者に格付を振り分けて、次に、訂正情報等を使ってノッチ調整¹³を行って、内部格付を確定する。なお、金融検査マニュアルは、銀行の内部格付が、(1)正確かつ検証可能な客観性のある形で付与されること、(2)金融検査マニュアルの定めた債務者区分と整合的であることを求めている。

銀行は、信用リスクが僅少なうちは与信ポートフォリオで一元管理するが、格付が破綻懸念先以下に下位遷移すると、デフォルトとみなして、ポートフォリオから分離して、別建てで個別に与信管理を行う(日本銀行 2001; 日本銀行金融機構局 2005)¹⁴。与信ポートフォリオの管理は、格付遷移行列に基づいて、同一債務者の格付の推移をモニターし、与信ポートフォリオの質的な変化を分析する。

13 ノッチとは、信用格付の格上げ・格下げの単位のことである。つまり、ノッチ調整とは、債務者の定性情報等を考慮して、内部格付を調整することである。たとえば、内部格付を4から3へ1段階引き上げた場合は、「1ノッチ引き上げた」と表現される。

14 日本銀行金融機構局(2005)によると、「例えば、1つのデフォルト定義して、「債権の回収が、債務者の信用状態ではなく、担保価値等それ以外の要因の影響を受けるようになること」を考えることができる。現状、こうした考え方方に則って、自己査定上の分類である「破綻懸念先」以下をデフォルトと捉える金融機関が多い。」とされる。そこで、本研究も「破綻懸念先」以下をデフォルトとみなして議論を行う。

図3: 格付遷移行列

(単位 : %)

当期の 格付		正常先						その 他	要管 理先	破綻 懸念 先	実質 ・破 綻先
		1	2	3	4	5	6				
正常先	1	95.86	4.13	0.01							
	2	0.01	90.12	6.44	2.66	0.77					
	3		1.22	85.55	7.57	3.79	1.20	0.66		0.01	
	4		0.11	2.97	82.54	9.16	3.65	1.09	0.25	0.22	0.03
	5			0.02	4.53	80.27	10.63	3.34	0.55	0.55	0.11
	6				0.01	0.10	4.66	81.77	8.96	2.92	1.07
その他	7			0.01	0.01	0.06	3.65	89.03	4.31	1.94	0.99
要管理先	8						0.10	1.50	90.25	5.48	2.67

出所: 日本銀行(2001)に基づいて筆者作成。

図3は、格付遷移行列の数値例である(日本銀行2001)。左端が前期の格付、上端が当期の格付であり、各セルの数値は遷移確率を示している。この数値例では、前期の「正常先」の格付1位に区分されていた債務者のうち、95.86%は当期も同じ格付1位に区分されるが、4.13%は格付2位に、0.01%は格付3位に下位遷移することを示している。正常先の下位区分から要注意先上位区分にかけて残高が集中する傾向にあり、正常先の下位区分から要管理先にかけては、デフォルト率が急激に上昇するケースが多いとされる(例えば、日本銀行2001)。そのため、この部分の信用度を詳細に把握することが資産内容の評価に不可欠とみなされる。そして、格付が破綻懸念先以下に下位遷移すると、デフォルトとみなされ、与信ポートフォリオから分離して、別建てで個別に与信管理を行う。

3.3 経営改善計画と中小企業金融円滑化法

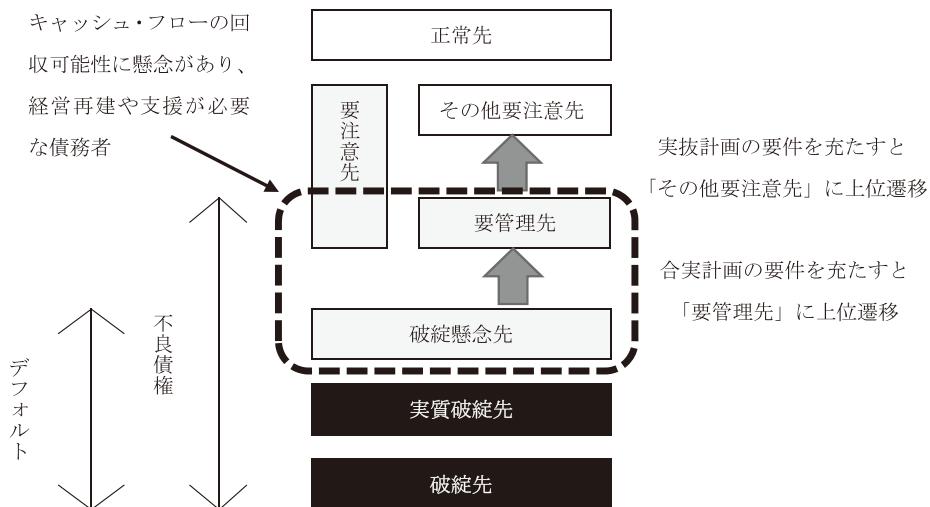
銀行内部の与信管理では、「破綻懸念先」以下をデフォルトと扱う一方で、金融再生法では、金融支援を行っている「要管理先」以下を不良債権と分類している。つまり、内部管理目的の基準と外部報告目的の基準が整合的とはなっていない。そのため、銀行は、外部報告を意識して不良債権を減らすために、「要管理先」と「破綻懸念先」に区分されている債務者を上位遷移させるインセンティブを持っている(例えば、深田2014)。実際に、金融支援先において、一定の要件を充たす経営改善計画(つまり、キャッシュ・フローの回収可能性の確度を裏付ける計画)が策定されていると、その計画の内容や進捗状況に応じて、債務者区分を上位遷移できる。

図4は、経営改善計画¹⁵と債務者区分との関係を示している。まず、「破綻懸念先」は、実務的には、実質債務超過であることがメルクマールとされる(深田2014, 58)。しかし、実質債務

15 「実抜計画」と「合実計画」については、深田(2014)を参照のこと。

超過であったとしても、合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画（以下、合実計画）¹⁶が策定されていれば、「要注意」へと上位遷移できる。つまり、与信管理上のデフォルトの境界線より上に上位遷移できるのである。さらに、「要注意先」に相当する債務者は、貸出条件緩和債権と判定されると、「要管理先」と区分される。しかし、実現可能性の高い抜本的な経営再建計画（以下、実抜計画）¹⁷が策定されていれば、貸出条件緩和債権の卒業要件を充たすため、「その他要注意先」へと上位遷移できる¹⁸。つまり、金融再生法の不良債権から正常債権へと上位遷移できるのである。

図4: 実抜計画・合実計画と債務者区分の関係



(注) 中小企業の場合には、合実計画の要件を満たしていれば、債務者区分を破綻懸念先からその他要注意先とすることができる。

出所: 中小企業機構 HP の資料を参考に筆者作成。

16 合実計画は、次の(1)～(4)の要件を充たした計画である。(1)「計画期間」が「原則として概ね5年以内」であり、かつ、計画の実現可能性が高いこと。(2)「計画期間終了後の債務者区分」が「原則として正常先」であること。(3)「取引金融機関等の支援状況」の点では、全ての取引金融機関等が、経営改善計画等に基づく支援に合意していることが確認できること。(4)「金融機関等の支援内容」の点では、支援の内容が、金利減免、融資残高維持等に止まり、債権放棄、現金贈与などの資金提供を伴うものではないこと。

17 「実現可能性の高い」とは、(1)計画の実現に必要な関係者との同意が得られていること。(2)計画における債権放棄などの支援の額が確定しており、当該計画を超える追加的支援が必要と見込まれる状況でないこと。(3)計画における売上高、費用及び利益の予測等の想定が十分に厳しいものとなっていること。という要件を充たすことである。また、「抜本的な」とは、(1)概ね3年で正常化しているが、中小企業については、概ね5年とされている。(2)「概ね5年後」の債務者区分について、正常先となることに限られず、計画終了後に自助努力によって事業の継続性を確保できれば要注意先であっても良い。

18 「その他要注意先」のうち、「要管理先」以下から上位遷移した大口債務者については、原則として経営改善計画等の期間内は、「要管理先」に準じた引当手法を適用する(3年基準の総括引当法またはDCF法を基礎とした個別引当法)。

「合実計画」と「実抜計画」では、それぞれ5年以内と3年のキャッシュ・フローの回収シナリオが描かれている。特に、「実抜計画」では売上高、費用および利益の予測等の想定が十分厳しいものとなっているため、短期的なキャッシュ・フローの回収可能性が厳格に評価されている。このように、経営改善計画の質と債務者区分を結びつけることで、債務者区分の客観性が担保されている。

しかし、金融政策によって、キャッシュ・フローの回収可能性の評価が甘くなることもある。2008年9月15日のリーマン・ブラザーズの破綻を契機とする世界的な金融危機に対する対応として、「中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置」(2008年11月7日・金融庁)と「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(中小企業金融円滑化法)」(2009年11月30日成立、2009年12月4日施行)に基づいて、貸出条件緩和と債権の判断基準が緩和された¹⁹。それに伴い、金融検査マニュアルも改訂され、中小企業は、合実計画があれば、「その他要注意先」に上位遷移できることとなった。中小企業金融円滑化法は、2011年3月末までの時限措置とされていたが、2年間延長され、2013年3月末で継続された。こうした政策は、債務者区分の客観性を低下させ、与信ポートフォリオの質の低下を招く危険がある。

3.4 債権分類と担保・保証

債務者区分が決定すると、債務者ごとに個々の債権の毀損の程度や担保・保証等の保全状況を勘案して、債権分類が行われる。担保や個人保証は、中小企業向け貸出において広範囲に用いられている。たとえば、中小企業の場合には、メインバンクからの借入に際して担保を提供している比率は73.9%、個人保証を付している比率は76.2%、担保・保証とともに提供している比率は64.7%となっている(中小企業庁2002)。また、担保種類の内訳(複数回答)をみると、95.9%の中小企業が不動産担保をあげており、担保資産が不動産に偏っていることがわかる。さらに、信用保証制度についても、中小企業の3割から4割が利用しており、貸出がデフォルトした際には、信用保証協会が債務全額を民間金融機関に全保証するという仕組みをとっていたとされる(例えば、小野2007, 25)。

「貸出が担保によって部分的に保全されていれば、企業価値が低下しても債権価値の劣化の度合いは相対的に軽微であるため、銀行は深手を負うことのないよう厳しいスタンスで追加融資の是非を検討することができ、ひいてはソフトな予算制約を緩和できる。」とされる(小野2007, 119-120)。よって、担保や保証は、「要管理先」や「破綻懸念先」といった金融支援先のインセンティブ問題を緩和するための仕組みのひとつとして機能している(例えば、Berger and Udell 1998)。

表3は、分類区分を示している。債権分類では、債務者ごとに個々の債権の毀損の程度や担保・保証等の保全状況を勘案して、個々の債権を非分類(以下、I分類)、II分類、III分類、IV分類

19 中小企業円滑化法では、政府が信用保証制度の充実等を講じるとし、2010年2月15日には、ほぼ全ての業種が信用保証協会から100%全額保証を受けられる「景気対応緊急保証制度」が導入された。

の4段階に分類する。第一に、正常先に対する債権については、非分類とする。第二に、要注意先に対する債権については、はじめに、優良担保の処分可能見込額と優良保証等により保全措置が講じられている部分を非分類とし、次に、残額をⅡ分類とする。

表3 自己査定における分類区分

分類区分	定義
非分類 (I分類)	非分類は、「Ⅱ分類、Ⅲ分類及びⅣ分類としない資産」であり、回収の危険性又は価値の毀損の危険性について、問題のない資産である。
Ⅱ分類	Ⅱ分類とするものは、「債権確保上の諸条件が満足に充たされないため、あるいは、信用上疑義が存する等の理由により、その回収について通常の度合いを超える危険を含むと認められる債権等の資産」である。なお、Ⅱ分類とするものには、一般担保・保証で保全されているものと保全されていないものがある。
Ⅲ分類	Ⅲ分類とするものは、「最終の回収又は価値について重大な懸念が存し、従って損失の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産」である。ただし、Ⅲ分類については、金融機関にとって損失額の推計が全く不可能とするものではなく、個々の資産の状況に精通している金融機関自らのルールと判断により損失額を見積ることが適当とされるものである。
Ⅳ分類	Ⅳ分類とするものは、「回収不可能又は無価値と判定される資産」である。なお、Ⅳ分類については、その資産が絶対的に回収不可能又は無価値であるとするものではなく、また、将来において部分的な回収があり得るとしても、基本的に、査定基準日において回収不可能又は無価値と判定できる資産である。

出所：金融検査マニュアルを参考に筆者作成。

第三に、破綻懸念先に対する債権については、まず、優良担保の処分可能見込額と優良保証等による保全部分を非分類とする。次に、一般担保の処分可能見込額、一般担保により回収が可能と認められる部分²⁰と、経営破綻に陥った場合の清算配当等により回収が可能と認められる部分²¹をⅡ分類とする。最後に、残額をⅢ分類とする、という手順を踏む。

第四に、実質破綻先と破綻先に対する債権については、はじめに、優良担保の処分可能見込額と優良保証等による保全部分を非分類とする。次に、一般担保の処分可能見込額、一般担保により回収が可能と認められる部分と、経営破綻に陥った場合の清算配当等により回収が可能と認められる部分をⅡ分類とする。さらに、優良担保と一般担保の評価額と処分可能見込額の差額、優良担保と一般保証により回収の見込みが不確実な部分をⅢ分類とする。最後に、残額をⅣ分類とする、という手順を踏む²²。

なお、自己査定においては、担保評価額の見極めが重要となる。担保を甘めに評価すると、将来二次ロスを発生させる可能性があるためである。たとえば、日本銀行考查局(2002)による

20 金融検査マニュアルによると、「保証により回収が可能と認められる部分」とは、保証人の資産又は保証能力を勘案すれば回収が確実と見込まれる部分であり、保証人の資産又は保証能力の確認が末了で保証による回収が不確実な場合は、当該保証により保全されていないものとして、当該部分をⅢ分類としているかを検証する。

21 金融検査マニュアルによると、「清算配当等により回収が可能と認められる部分」とは、被検査金融機関が当該債務者の他の債権者に対する担保提供の状況が明確に把握できるなど、債務者の資産内容の正確な把握及び当該債務者の清算貸借対照表の作成が可能な場合で、清算配当等の見積りが合理的であり、かつ、回収が確実と見込まれる部分である。」

22 一般担保の評価額の精度が十分に高い場合は担保評価額をⅡ分類とすることができる。また、保証による回収見込が不確実な部分はⅣ分類とし、当該保証による回収が可能と認められた段階でⅡ分類とする。

と、2002年3月期決算に当時の地価下落が及ぼした影響(二次ロス)は、不良債権処理費用に対して1~2割を占めると試算され、担保不動産価格の下落に伴う追加コストは引き続き小さくないとされている。「考查結果においては、担保不動産の処分可能見込額の評価が、必ずしも市場動向を適切に織り込んだものとなっていない事例もみられ、将来における追加的な損失発生を抑制する観点から、より厳格な評価が重要である」とされている。

こうした状況を背景として、金融庁は「担保評価の厳正な検証について」(2003年3月14日)を公表し、主要行に対して担保評価の厳正な検証を要請した。担保価値の厳正な評価は、貸倒引当金不足や不動産担保価格の下落による二次ロスなどの損失を軽減する効果が期待できる。

3.5 債務者区分、分類区分と貸倒引当金との関係

債務者区分と分類区分を前提として、貸倒引当金の算定が行われる。銀行業の貸倒引当金は主に一般貸倒引当金と個別貸倒引当金から構成されており、図5は、債務者区分、分類区分と貸倒引当金との対応関係を示している。日本の償却・引当制度の特徴は、債務者区分ごとに貸倒引当金の種類と算定方法が定まっている点にある。

一般に、与信ポートフォリオの信用リスクは、予想損失と非予想損失から構成される。予想損失はリスク泰イクに対する必要コストとして一般貸倒引当金でカバーされる一方で、非予想損失はリスク泰イクが抱える潜在的な損失として自己資本でカバーされるべきと考えられている。与信ポートフォリオは、「正常先」、「その他要注意」と「要管理先」で構成されるため、それらに対しては、総括的な引当方法で一般貸倒引当金を算定する。他方で、「破綻懸念先」「実質破綻先」と「破綻先」といったデフォルト債権は、個別に与信管理を行うため、債務者ごとに、担保・保証等でカバーされていない未保全部分に対して、個別引当法で個別貸倒引当金を算定する²³。このように、貸倒引当金の種類と引当方法は、与信管理実務と整合的となっている。

与信ポートフォリオの予想損失に対しては、1999年度(2000年度)までは、(1)倒産確率による方法あるいは(2)貸倒実績率による方法(以下、貸倒実績率法)によって一般貸倒引当金を算定していた²⁴。それが、2000年度(2001年度)から、金融再生法の施行に伴い、「要管理先」と「破綻懸念先」において、キャッシュ・フロー見積法(DCF法)による個別引当法が選択可能と

23 金融検査マニュアルにおいては引当方法の例として、「破綻懸念先」の個別貸倒引当金の算定方法には、(1)Ⅲ分類とされた債権額に予想損失率を乗じた額を予想損失額とする方法(合理的に見積られたキャッシュ・フローにより回収可能な部分を除いた残額を予想損失額とする方法を含む。)、(2)売却可能な市場を有する債権について、合理的に算定された当該債権の売却可能額を回収見込額とし、債権額から回収見込額を控除した残額を予想損失額とする方法、(3)キャッシュ・フロー見積法が挙げられている。また、「破綻先・実質破綻先」については、担保評価額まで簿価を切り下げるため、担保・保証等でカバーされていない未保全部分のすべてに対して個別貸倒引当金を設定するか、あるいは直接償却することになる。

24 一般貸倒引当金の算定方法には、(1)倒産確率による方法と(2)貸倒実績率による方法(以下、貸倒実績率法)がある。前者では予想損失率=倒産確率×(1-回収見込率)、後者では予想損失率=貸倒債却等毀損額÷債権額である。ここで、貸倒債却等毀損額には、直接債却額、間接債却額(個別貸倒引当金繰入額)、債権放棄額、債権売却損等のすべての損失額が含まれる。また、倒産確率は件数ベースであり、倒産件数には、少なくとも実質破綻先と破綻先となったすべての件数が含まれる。(2)貸倒実績率法は簡便法ではあるが、中小金融機関の多くはこの方法を採用している。そこで、本研究は貸倒実績率法について説明を行う。

なった。さらに、2002年度(2003年3月期)からは、金融再生プログラムに対応して、主要行については与信額100億円以上の大口債務者に対してDCF法が原則適用となった。

図5: 債務者区分、分類区分と貸倒引当金との関係

債務者区分	引当方法	分類区分			
		非分類	II分類	III分類	IV分類
正常先	総括引当法	すべて			
要注 意先	その他要注意先	総括引当法	優良担保処分可 能見込額・優良保 証等による保全 部分	I分類以外の 部分	
	要管理先	総括引当法 DCF法			
破綻懸念先	個別引当法 DCF法	優良担保処分可 能見込額・優良保 証等による保全 部分	一般担保処分 可能見込額・一 般保証等によ る保全部分	I・II分類以外の 部分	
実質破綻先・破綻先	個別引当法			評価額と処分見 込額の差額等	I・II・III分類 以外の部分

(注) 薄い網掛は一般貸倒引当金、濃い網掛は個別貸倒引当金でカバーする(なお、実質破綻先・破綻先のIII分類およびIV分類は直接償却も可能)。

出所: 金融検査マニュアルを参考に筆者作成。

他方で、ダブルスタンダード政策のため、DCF法は、中小金融機関に対しては引き続き任意適用のままでされた。そのため、中小金融機関においては、要注意先に対して貸倒実績率法の採用が主流となっている。中小金融機関は自発的にDCF法を採用したほうがよいのであろうか。そもそも貸倒実績率法とキャッシュ・フロー見積法は、その基礎となる考え方方が異なる。そこで、次節では、数値例を用いて、貸倒実績率法とキャッシュ・フロー見積法のそれぞれについてより具体的に説明を行うことで、両手法の比較を行う。

4. 貸倒実績率法とキャッシュ・フロー見積法

本節では、貸倒実績率法とDCF法について説明を行ったうえで、これまでの議論を整理する。

4.1 貸倒実績率法

貸倒実績率法は、期間損益計算の考え方に基づいて容認されてきた保守的慣行として、与信ポートフォリオの予想損失額を貸倒引当金として計上する方法である。具体的には、少なくとも債務者区分ごとに、平均残存期間あるいは今後一定期間の予想損失率に債権額を乗じて予想損失額を算定して、それを引当額として計上する。予想損失率には、当期を最終年度とする算定期間を含むそれ以前の3算定期間に係る貸倒実績率の平均値を用いる。ここで、過去のデータから貸倒実績率を算定する期間を算定期間という。たとえば、「正常先」の平均残存期間が2年の場合、平均残存期間の予想損失率の「1算定期間」は2年となる。

しかし、実態を反映した平均残存期間を求めるのは難しい。なぜなら短期継続融資や元本返済猶予等のため、実際の平均残存期間は、契約上の残存期間よりも長期化している場合があるからである。そこで、日本公認会計士協会は、「銀行等金融機関の正常先債権の予想損失率又は

倒産確率に基づく貸倒引当金の計上における一定期間に関する検討」(2003年2月24日)を公表して、簡便法として、平均残存期間の予想損失率の代わりに、「今後一定期間」の予想損失率を用いることも認めている。ここで、「今後一定期間」とは、「正常先」については今後1年間を、「他の要注意先」については今後1年間を、「要管理先」については今後3年間を見込んでいる場合には妥当なものと認められている(以下、「1~3年基準」)。

表4は、「正常先」に対する一般貸倒引当金の算定方法の数値例である。なお、「他の要注意先」と「要管理先」も同様の方法で算定される。正常先は、平均残存期間あるいは今後1年間の予想損失額を、一般貸倒引当金として計上すれば妥当なものと認められる。ここでは、1算定期間が(1)平均残存期間2年のケースと、(2)「1~3年基準」に基づいて「今後1年間」のケースの予想損失額を算定する。

表4のPanel Aは、正常先の期末債権残高と貸倒償却等毀損額の推移を示している。予想損失率は、少なくとも過去3算定期間の貸倒実績率の平均値として算定され、当期(T期)を最終年度とする算定期間の末日は決算日とすることが原則である。

Panel Bは、「平均残存期間2年」のケースである。当期(T期)を最終年度とする算定期間の予想損失率は、T-4期、T-3期とT-2期を基準年とする予想損失率の平均値である。T-4期を基準年とする場合、T-4期の債権残高13,000億円を分母、T-3期の貸倒償却等毀損額30億円とT-2期の貸倒償却等毀損額25億円の合計の55億円を分子として、 $55\text{ 億円} / 13,000\text{ 億円} \approx 0.0042$ と計算される。同様にして、基準年を1期ずらして、T-3期を基準年とする予想損失率=45億円/12,000億円≈0.0038、T-2期を基準年とする予想損失率=35億円/12,000億円≈0.0029となる。これら予想損失率の平均値の0.0036が、「平均残存期間2年」の予想損失率となる。よって、予想損失額=T期末債権残高10,000億円×0.0036=36億円となり、その金額を一般貸倒引当金として計上する。

Panel Cは、「今後1年間」の予想損失率を計算する。当期を最終年度とする算定期間の予想損失率は、T-3期、T-2期とT-1期を基準年とする予想損失率である。T-3期を基準年とする場合、T-3期の債権残高12,000億円を分母、T期の貸倒償却等毀損額25億円を分子として、 $25\text{ 億円} / 12,000\text{ 億円} \approx 0.0021$ と計算される。同様にして、基準年を1期ずらして、T-2期を基準年とする予想損失率=20億円/12,000億円≈0.0017、T-1期を基準年とする予想損失率=15億円/11,000億円≈0.0014となる。これら予想損失率の平均値の0.0017が、「今後1年間」の予想損失率となる。よって、予想損失額=T期末債権残高10,000億円×0.0017=17億円となり、それを一般貸倒引当金として計上する。

表4 正常先に対する一般貸倒引当金の算定方法 (単位:億円)

Panel A: 期末債権残高と貸倒償却等毀損額の推移

	T-4期	T-3期	T-2期	T-1期	T期
期末債権残高	13,000	12,000	12,000	11,000	10,000
貸倒償却等毀損額		30	25	20	15

Panel B: 平均残存期間2年

算定期間	基準年度の債権残高	T-4期	T-3期	T-2期	T-1期	T期	予想損失率
第1	T-4期	13,000	30	25			0.42%
第2	T-3期	12,000		25	20		0.38%
第3	T-2期	12,000			20	15	0.29%

予想損失率 = $(0.42\% + 0.38\% + 0.29\%) \div 3 = 0.36\%$
 一般貸倒引当金 = $10,000 \times 0.0036 = 36$

1 算定期間 = 2年

Panel C: 今後1年間

算定期間	基準年度の債権残高	T-4期	T-3期	T-2期	T-1期	T期	予想損失率
第1	T-3期	12,000		25			0.21%
第2	T-2期	12,000			20		0.17%
第3	T-1期	11,000				15	0.14%

$$\text{予想損失率} = (0.21\% + 0.17\% + 0.14\%) \div 3 = 0.17\%$$

一般貸倒引当金 = $10,000 \times 0.0017 = 17$

1 算定期間 = 1年

出所:トーマツ(2013)を参考に筆者作成。

以上のように、貸倒実績率法は、(1)1算定期間の長さ、(2)過去の貸倒償却等毀損額(過去の外部環境の経済状況)と(3)債権額に基づいて平均的な予想損失額を算定し、それを一般貸倒引当金として計上する。この予想損失額は、積極的な意味を付すとすれば、「経験的な裏づけを有する額」といったところであろう。そのため、実態を反映した平均残存期間で算定を行ったとしても、与信ポートフォリオの信用リスクを適時適切に把握している保証はない。それでも与信ポートフォリオが、信用リスクの僅少あるいは顕在化していない債務者で構成されているのであれば、貸倒実績率法により総括的に一般貸倒引当金を算定することは、保守的慣行の観点から一定の意義があると考えられる。

4.2 キャッシュ・フロー見積法による個別引当法

貸出債権の減損処理は、キャッシュ・フロー見積法(DCF法)によって実施される。貸出債権の価値は、元本と利息のキャッシュ・フローの回収可能性に依存する。たとえば、金利減免等の金融支援を行うと、その債務者からのキャッシュ・フローの回収可能額が帳簿価額に比して過小となる。そのときに、帳簿価額を回収可能額まで切下げることを減損処理という。DCF法

は、取得原価を基本として、帳簿価額と回収可能額との差額を減損として貸倒引当金を計上する方法である²⁵。

DCF 法は、期待キャッシュ・フロー・アプローチを採用している。期待キャッシュ・フロー・アプローチとは、分母の割引率には当初約定利子率または実効利子率を使用して、分子の期待キャッシュ・フローにリスクを反映させて現在価値を算出する方法である。これは市場利率の変動による貸出金の価値変動リスクを排除し、純粋に信用リスクの増大による価値の低下を把握しようとするものである²⁶。よって、当初利子率を割引率に用いる DCF 法は、原価主義と整合的であると解釈されている（例えば、田中 1995；西澤 1997）。

表 5: DCF 法の考え方

(単位：百万円)

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	残債
元本 (a)	100	100	100	100	100	1,000
利払 (b)	15	14	13	12	11	—
不確実性の反映 (c)	95%	90%	85%	80%	75%	60%
反映後のキャッシュ・フロー (d) ((a)+(b))×(c)	109.25	102.60	96.05	89.60	83.25	600.00
割引率 (当初約定金利) (e)	1.05	(1.05) ²	(1.05) ³	(1.05) ⁴	(1.05) ⁵	(1.05) ⁵
現在価値 (d) / (e)	104.05	93.06	82.97	73.71	65.23	470.12
						現在価値合計 (返済分+残債) (f)
						889.14
						所要引当額 (元本-(f))
						610.86
						引当率
						40.72%

出所: UFJ ホールディングス(2003)。

表 5 は DCF 法の数値例である。現在の貸出残高 1,500 百万円、当初約定利子率 5.0%（年 1 回の毎期末後払い）の債務者についての再建計画のケースを考える。はじめに、(1) 再建計画、業績見通し等から、将来の返済キャッシュ・フローと 5 年後²⁷ の残債を予測し、(2) 算出した将来キャッシュ・フローおよび残債に対し、貸倒実績率分のリスクを控除したうえで、(3) 将来キャッシュ・フローを、当初約定利子率を割引率として、現在価値に割り引くと、現在価値の合計が 889.14 百万円になる。この割引現在価値の合計を回収可能額という。最後に、(4) 現在の貸出元本 1,500 百万円から、回収可能額 889.14 百万円を控除した減損損失の 610.86 百万円を所要引当額として計上する。

ここで問題となるのが、DCF 法による算定額の総額の適切性である。回収可能額は、将来キャッシュ・フローの見積りに依存する。そのため、将来キャッシュ・フローは、見積りの前

25 こうした手法は、FASB (1993)、IAS (1998)、バーゼル銀行監督委員会 (1999) で採用されている。バーゼル銀行監督委員会 (1999) は、この手法を支持する理由として、銀行の財務諸表の透明性向上や信用リスク管理能力の強化をあげている。

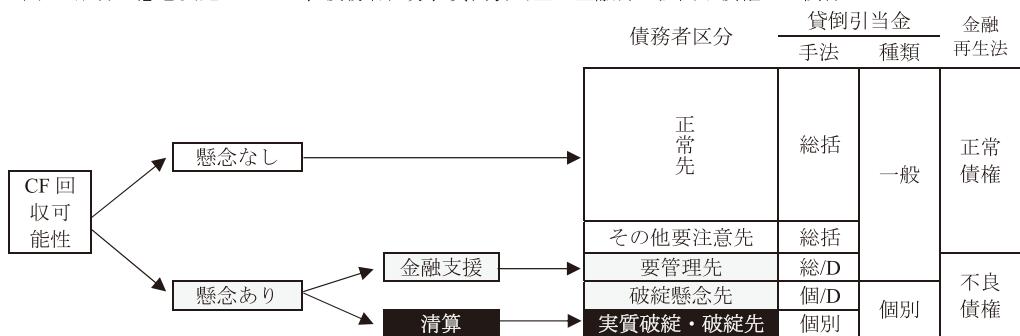
26 変動利率貸付金においては、減損を認定した時点の実効利率によることが可能である。また、金利減免を行っている場合、金利減免の影響は排除される。

27 キャッシュ・フローの合理的に見積り可能な期間は原則 5 年とされている。なお、破綻懸念先は、原則として、経営改善計画等に基づきキャッシュ・フローを合理的に見積り可能であれば 5 年程度、それ以外の場合は 3 年程度とする。

提、仮定、シナリオの合理性と合わせて、毎期の見直しが求められている。また、金融検査マニュアルによると、DCF 法による事前の算定額と事後的な実現額の比較を行うバックテストや、DCF 法による算定額と貸倒実績率法による算定額との比較も行うことによって、貸倒引当金の総額の適切性を検証することとなっている。こうした検証の結果、貸倒引当金の総額の適切性が担保されるのである。よって、よほどの合理性がない限り、DCF 法による算定額は、貸倒実績率法による算定額と等しいとしても、それを下回ることはないとは考えられる（例えば、間下 2003）。

4.3 小括

図 6: 銀行の意思決定プロセス、債務者区分、貸倒引当金と金融再生法開示債権との関係



(注) 「貸倒引当金」の「手法」の列の総括は総括引当法、D は DCF 法による個別引当法、個別は DCF 以外の個別引当法である。「種類」の列の一般は一般貸倒引当金、個別は個別貸倒引当金である。

出所: 筆者作成。

図 6 はこれまでの議論をまとめたものである。図 6 を参考にしながら、ここまで説明を整理する。与信ポートフォリオは「正常先」、「その他要注意先」と「要管理先」から構成されている。1999 年度(2000 年度)までは、銀行は、与信ポートフォリオの平均的な予想損失額を、貸倒実績率法により総括的に算定し、それを一般貸倒引当金として計上していればよかった。この予想損失額は、積極的な意味を付すとすれば、「経験的な裏づけを有する額」といったところであろう。そのため、実態を反映した平均残存期間で算定したとしても、与信ポートフォリオの信用リスクを捉えている保証はない。それでも「正常先」と「その他要注意先」であれば、貸倒実績率法による総括的な一般貸倒引当金の算定は、保守的慣行の観点から一定の意義があると考えられる。

問題は「要管理先」である。「要管理先」は、金利減免等の金融支援を受けている債務者区分であるため、すでに減損している貸出債権が混在している。しかし、貸倒実績率法による引当額は、その総額の適切性を検証するための術がないため、過小引当であってもその状態が許容されてしまうという問題を抱えている。そのため、「破綻懸念先」に下位遷移してはじめて引当不足が顕在化するという事態が生じてしまうこともある。よって、「要管理先」に対する貸倒実績率法の適用は、銀行経営者が、不良債権の処置を先送りすることを促進し、投資家の判断を誤

導してしまう可能性がある。

それでは、「要管理先」に区分されているすべての債務者に DCF 法を適用すればよいかというと、話はそう簡単ではない。DCF 法を適用するには、債権管理態勢を整備するための投資が必要であり、こうした整備を行ったとしても、キャッシュ・フローを見積もるのにも一定のコストを要する。そのため、小口の債務者に対する DCF 法の適用は、そのコストが割高になってしまうと考えられる。そこで、次善の策として、一定の金額以上の大口債務者のみを与信ポートフォリオから分離して、別建てで個別管理を行うとともに、DCF 法によって減損損失を測定しようというのである²⁸。この方法は、費用対効果の観点から合理的な選択と考えられる²⁹。

実際に、2002 年度(2003 年 3 月期)以降、主要行については、与信額 100 億円以上の大口債務者に対してのみ DCF 法による個別引当法を原則適用とした。大口債務者に対しては、「要管理先」への下位遷移が減損認識のトリガーとなり、債務者ごとに、減損損失を一般貸倒引当金として計上する。DCF 法による引当額は、バックテストや、貸倒実績率法による算定額との比較も行うことによって、総額の適切性が担保される。さらに、その段階(減損の発生時点)で、減損損失を認識・測定しておけば「破綻懸念先」に下位遷移したとしても、そのときになってはじめて多額の貸倒引当金の必要性が発覚するという事態を回避できる。よって、「要管理先」に対する DCF 法の適用は、「要管理先」に区分される段階で、損失を先送りせずに計上し(例えば、田中 1995; 田中 1997)、貸借対照表上の貸出債権の減損を表面化させるのである。

最後に、「破綻懸念先」に対する DCF 法の適用はどのような効果をもたらすのであろうか。「破綻懸念先」は、債務者ごとに、担保・保証等によってカバーされていない未保全部分に対して、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上することとなっている。さらに、金融再生委員会(1999)は、その未保全部分に対して 70% という目安を設定している。そのため、「破綻懸念先」は、DCF 法を適用せざとも、減損損失を十分カバーするだけの個別貸倒引当金が計上されているものと考えられる。よって、「破綻懸念先」に対する DCF 法の適用は、必ずしも個別貸倒引当金を増加させるわけではないが、個別貸倒引当金に理論的な意味を付与する。

以上より、「要管理先」の大口債務者に対して DCF 法を適用することは望ましい。しかし、そうであれば、中小金融機関において、DCF 法が任意適用であることは、「要管理先」に対する過小引当を容認していることを意味する。そこで、次節では、一般貸倒引当金の理論モデルを使って、DCF 法適用の効果をさらに検討する。

28 日本銀行(2003)によれば、「米国の金融機関の多くでは、債務者の信用度の劣化が一定程度進んだ場合、問題債権の再生や処理を専門的に担当する部署(ワークアウト部署)に管理の担当を速やかに移管し、債務者と共同で貸出の経済価値が大きく失われる前に抜本的な対応策を講じる体制としている。問題債権を早期に与信・審査担当部署から切り離すことにより、①債務者の業況について客観的な評価を行う、②金融機関の担当変更が債務者に事態の重大さを認識させることができとなる、などの効果が期待される。」とされる。

29 米国においても、小口の債務者に対しては総括的に貸倒引当金の算定が行われている(例えば、間下 2003)。

5. 一般貸倒引当金の理論モデル

本節では、一般貸倒引当金の理論モデルを用いて、「要管理先」に対する DCF 法の適用が一般貸倒引当金の算定に及ぼす影響を考察する。

5.1 貸倒実績率法による総括引当のケース

はじめに、ベンチマークとして、一般貸倒引当金モデル(1)式を構築する。与信管理上、「正常先」、「その他要注意先」と「要管理先」は与信ポートフォリオで与信管理が行われている。なお、「正常先」と「その他要注意先」は正常債権である一方で、「要管理先」は不良債権である。

(1)式の第1項から第3項はそれぞれ各債務者区分の予想損失額であり、その合計額が一般貸倒引当金となる。貸倒実績率法は、過去の貸倒実績等に基づいて算定した平均的な予想損失率(α_{1it} , α_{2it} と α_{3it})に、債権額を乗じて予想損失額を算定し、それを一般貸倒引当金として計上する。ここで、 α_{1it} と α_{2it} は今後 1 年間の予想損失率、 α_{3it} は今後 3 年間の予想損失率であるため、 α_{1it} や α_{2it} と比べて、 α_{3it} の予想損失率は高くなる。

$$GLLA_{it} = \text{正常先の予想損失額}_{it} + \text{その他要注意先の予想損失額}_{it} + \text{要管理先の予想損失額}_{it}$$

$$\begin{array}{ccc} \text{正常} & \text{正常} & \text{不良} \\ \downarrow & \downarrow & \downarrow \\ = \alpha_{1it} \text{正常先}_{it} + \alpha_{2it} \text{その他要注意先}_{it} + \alpha_{3it} \text{要管理先}_{it} & & \\ \uparrow & \uparrow & \uparrow \\ \text{総括} & \text{総括} & \text{総括} \\ 1 \text{年} & 1 \text{年} & 3 \text{年} \end{array} \quad (1)$$

ここで、

$GLLA_{it}$: 銀行 i の t 期の一般貸倒引当金
正常先_{it}	: 銀行 i の t 期の正常先の債権額
その他要注意先_{it}	: 銀行 i の t 期の要注意先のうち、その他要注意先の債権額
要管理先_{it}	: 銀行 i の t 期の要注意先のうち、要管理先の債権額
α_{1it}	: 銀行 i の t 期の正常先の予想損失率 (平均残存期間又は今後 1 年間)
α_{2it}	: 銀行 i の t 期のその他要注意先の予想損失率 (平均残存期間又は今後 1 年間)
α_{3it}	: 銀行 i の t 期の要管理先の予想損失率 (平均残存期間又は今後 3 年間)

ここでの焦点は、要管理先に対する引当額の適切性である。要管理先には、キャッシュ・フローの回収可能性に懸念があり、金利減免等の金融支援を受けている債務者が区分されている。さらに、正常先の下位区分から要管理先にかけては、デフォルト率が急激に上昇するケースが多い(例えば、日本銀行 2001)ため、要管理先の中には減損している貸出債権も含まれていると想定される。そのため、要管理先に対する予想損失率 α_{3it} は今後 3 年間の予想損失率とされている

わけだが、その引当額の適切性は担保されるのであろうか。

金融検査マニュアルの「償却・引当(別表2)」によると、「過去の損失率の実績を算出し、これに将来の損失発生見込みに係る必要な修正を行い、予想損失率を求め」とある。そのため、銀行経営者は、この α_{3it} に修正を施すことによって、要管理先の質の劣化の程度に見合った一般貸倒引当金を引当てることが可能となる。実際に、リーマン・ブラザーズの破綻による経済環境の急激な悪化の際に、そうした調整が行われてたとされる(例えば、新日本法人2012, 151)。

しかし、我々は要管理先全体に対してどの程度の調整が適切なのかを客観的に判断する基準を持たない。そのため、いくら予想損失率 α_{3it} を調整したところで、要管理先に対する引当額の適切性は客観的に担保されないのである。よって、貸倒実績率法ではキャッシュ・フローの回収可能性の悪化という経済実態を適切に反映することは不可能である(例えば、西澤1997, 75)。

5.2 DCF法による個別引当のケース

次に、DCF法を適用したケースを考える。(2)式は、要管理先の大口債務者に対してDCF法を適用した場合の一般貸倒引当金の理論モデルである。大口債務者は与信ポートフォリオから分離され、個別に管理されるとともに、DCF法を適用して減損損失を算定するため、(1)式の第3項が、(2)式では第3項の小口債務者に対する予想損失額(貸倒実績率法)と、第4項の大口債務者に対する減損損失(DCF法)に分解されている。

第1項から第3項までの予想損失率(α_{1it} 、 α_{2it} と α_{3it})は、(1)式と同様に、それぞれ過去の貸倒償却等毀損額に基づいて算定された平均的な予想損失率である。(1)式と同様に、 α_{1it} と α_{2it} は今後1年間の予想損失率、 α_{3it} は今後3年間の予想損失率であるため、 α_{1it} や α_{2it} と比べて、 α_{3it} の予想損失率は高くなる。しかし、(2)式の第3項は、(1)式の第3項と同様に、総額の適切性が客観的に担保されないため、貸倒実績率法ではキャッシュ・フローの回収可能性の悪化という経済実態を適切に反映することは不可能である。それでも費用対効果の点からは合理的な方法として許容される。

第4項の回収可能額はDCF法により算定されている。現行ルールでは、各銀行の償却・引当方針に定められた一定額以上の大口債務者が、要管理先に下位遷移したら、それが減損認識のトリガーとなる。銀行は、その債務者のキャッシュ・フローの回収シナリオを描いてから、DCF法による回収可能額の算定を通じて減損損失を測定し、それに見合う一般貸倒引当金を設定する。さらに、バックテストや貸倒実績率法による引当額との比較によって、DCF法の算定額の総額の適切性が担保される。よって、DCF法は、大口債務者のキャッシュ・フローの回収可能性の悪化という経済実態をタイムリーに財務諸表に反映することができると考えられる。

(2)式の要管理先の引当率(Reserve ratio: RR)は、小口債務者に対する貸倒実績率法による引当額と大口債務者に対するDCF法による引当額の合計額を、要管理先の債権額で除した比率である。つまり、 $RR_{it} = \text{要管理先の引当額}_{it} / \text{要管理先の債権額}_{it}$ である。金融検査マニュアルを踏まえると、DCF法による算定額は、よほどの合理性がない限り、貸倒実績率法による算定額と等しいとしても、それを下回ることはないと考えられる(例えば、間下2003)。よって、 $RR_{it}((2) \text{式}) \geq \alpha_{3it}((1) \text{式})$ と予測される。

$$GLLA_{it} = \text{正常先の予想損失額}_{it} + \text{その他要注意先の予想損失額}_{it} + \text{要管理先の小口の予想損失額}_{it} \\ + \text{要管理先の大口の減損損失}_{it}$$

$$\begin{aligned} & \text{正常} \quad \text{正常} \quad \text{不良} \\ & \downarrow \quad \downarrow \quad \downarrow \\ & = \alpha_{1it} \text{正常先}_{it} + \alpha_{2it} \text{その他要注意先}_{it} + \alpha_{3it} \text{要管理先の小口債務者}_{it} \\ & \uparrow \quad \uparrow \quad \uparrow \\ & \text{総括} \quad \text{総括} \quad \text{総括} \\ & 1 \text{年} \quad 1 \text{年} \quad 3 \text{年} \\ & \quad \quad \quad \downarrow \\ & \quad \quad \quad + \sum_{k=1}^n (\text{要管理先の大口債務者}_{itk} - \text{回収可能額}_{itk}) \quad (2) \\ & \quad \quad \quad \uparrow \\ & \quad \quad \quad \text{DCF 法} \end{aligned}$$

ここで、

要管理先の小口債務者_{it} : 銀行 i の t 期の要管理先の小口債務者の債権額

要管理先の大口債務者_{itk} : 銀行 i の t 期の要管理先の大口債務者 k の債権額

回収可能額_{itk} : 銀行 i の t 期の要管理先の大口債務者 k の回収可能額 (DCF 法で算定)

α_{3it} : 銀行 i の t 期の要管理先の小口債務者の予想損失率

なお、中小金融機関は DCF 法を導入したら、継続性の原則に基づいて、DCF 法を毎期適用し続けなければならない。しかし、中小金融機関が、キャッシュ・フローの回収可能性に懸念のある一定額以上の大口債務者を常に抱えているとは限らない。もしそうした大口債務者が要管理先に区分されていなければ、DCF 法の適用は行うことができない。その場合は、DCF 法を導入している銀行であっても、(1) 式で一般貸倒引当金の算定が行われる点は留意されたい。

6. 主要行と地域銀行のケース分析

本節では、はじめに、主要行を対象として、DCF 法が原則適用となった 2002 年度 (2003 年 3 月期) と、その前年度の 2001 年度 (2002 年度 3 月期) のデータを使って、DCF 法の適用が「要管理先」の引当率に及ぼした影響を考察する。次に、日本銀行 (2017) のアンケート結果に基づいて、2010 年以降の地域銀行と信用金庫の貸倒引当金の算定方法の状況について考察する。

6.1 主要行の要管理先に対する引当率

表 6: 2001 年度と 2002 年度の主要行の引当率

Panel A: 自己査定の債務者区分の引当率 (単位: %)

	東京三菱 FG			三井住友 FG			りそな H	住友信託	住友信託
	東京三菱	東京三菱	三菱信託	三菱信託	三井住友	三井住友			
年度	2002	2001	2002	2001	2002	2001	2002	2002	2001
正常先	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1
その他要注意先	3.1	3.6	3.8	5.1	6.0	5.1	1.6	5.6	3.0
要管債権	22.6	14.1	16.7	15.5	—	—	17.3	25.0	24.7
理先未保全	36.5	26.5	32.5	28.9	33.7	21.8	26.7	50.7	43.0
破綻懸念先	64.1	61.0	76.3	87.0	79.2	75.9	62.4	66.9	67.0

Panel B: 金融再生法開示債権の引当率 (単位: %)

	みずほ FG			UFJ ホールディングス				三井トラスト H	
	みずほ	みずほ C	みずほ信	UFJ	UFJ	UFJ 信託	UFJ 信託	中央三井	中央三井
年度	2002	2002	2002	2002	2001	2002	2001	2002	2001
正常先	0.2	0.1	0.1	0.2	0.3	0.1	0.2	—	—
その他要注意先	5.6	9.7	5.0	4.7	5.4	3.4	5.4	—	—
要管債権	19.9	26.9	—	—	—	—	—	12.6	9.1
理先未保全	34.4	39.7	36.9	32.9	25.4	45.4	34.8	22.6	16.6
危険債権	74.7	74.3	71.3	74.4	68.2	74.3	64.7	79.8	73.2

(注)

1. Panel A は自己査定の債務者区分の引当率を示している。Panel B は「正常先」と「その他要注意先」は自己査定の債務者区分の引当率を、「要管理債権」と「危険債権」は金融再生法開示債権の債権区分の引当率である。

2. みずほ銀行、みずほコーポレート銀行およびみずほ信託銀行と、りそな銀行は、合併のため 2001 年度のデータを入手できなかった。

3. 東京三菱銀行と三菱信託銀行は 2001 年 3 月期から DCF 法を適用している。

出所: 各銀行のディスクロージャー誌、決算短信等や決算説明資料に基づいて筆者作成。

主要行に対しては、2002 年度(2003 年 3 月期)から DCF 法が原則適用となっている。表 6 は、特別検査対象の主要行 11 行の 2001 年度(2002 年度 3 月期)と 2002 年度(2003 年 3 月期)の自己査定の債務者区分の引当率を示している³⁰。Panel A の銀行については、自己査定の債務者区分ごとの引当率を示している。Panel B の銀行については、「正常先」と「その他要注意先」は自己査定の債務者区分の引当率を示しているが、「要管理先」と「破綻懸念先」の引当率の開示がなされていなかったため、金融再生法開示債権の「要管理債権」と「危険債権」の引当率で代替している。

「要管理先」と「要管理債権」については、2001 年度は、東京三菱銀行と三菱信託銀行は DCF 法による個別引当法を適用し、それ以外の主要行は総括引当法を適用していたが、2002 年

³⁰ 減損は生じていないと想定される「正常先」と「その他要注意先」に対しては、保守的慣行として、総括引当が行われている。「正常先」の引当率((1) 式と (2) 式の α_{lit} に相当)は、2001 年度は 0.2%、2002 年度は 0.15% である。「その他要注意先」の引当率((1) 式と (2) 式の α_{xit} に相当)は、2001 年度は 4.6%、2002 年度は 4.85% である。

度からは、すべての主要行が、大口債務者に対する DCF 法を適用している。「要管理先」と「要管理債権」については、(1) 債権額に対する引当率と(2)未保全部分に対する引当率のそれぞれが開示されている場合ある³¹。なお、後者の場合、担保評価額が保守的に評価されているほど、引当率は増加する。

まず、(1) 債権額に対する引当率については、2001 年度の総括引当法と 2002 年度の DCF 法による引当率を比較する。比較可能な主要行は、住友信託銀行と中央三井信託銀行である。住友信託銀行は、2001 年度の 24.7% から 2002 年度の 25.0% へと微増、中央三井信託銀行も、2001 年度の 9.1% から 2002 年度の 12.6% へとおよそ 3.5% 増加している。次に、(2) 未保全部分に対する引当率については、比較可能なすべての主要行において、2001 年度から 2002 年度にまでの間に増加がみられる。しかし、2001 年度から DCF 法を適用していた東京三菱銀行と三井信託銀行をみると、(1) 債権額に対する引当率と(2)未保全部分に対する引当率のそれぞれについて、2001 年度から 2002 年度までの間に増加がみられる。よって、主要行のケース分析から、DCF 法が一般貸倒引当金を増加させたと結論付けることはできない。

一つの解釈として、こうした「要管理先」に対する引当率の向上は、金融再生プログラムの施策の複合効果によるものであると考えられる。つまり、(1) 債務者区分については特別検査と債務者区分統一プロジェクト、(2) 分類区分についての担保価額の厳正な評価、(3) 貸倒引当金の算定については DCF 法の適用が実行されたが、これらの施策が一体となって、「要管理先」に対する引当率を高めたものと推測される³²。

6.2 中小金融機関における貸倒引当金の算定方法の見直し

中小金融機関に対する施策としては、2003 年度から、中小金融機関に対する地域密着型金融政策が展開された。「不良債権処理は、地域経済に与える影響を念頭に置きつつ、貸し手、借り手双方が十分に納得のいく形で進められること」とされ、主要行のように具体的な不良債権処理目標は設定されず、実質的に自己査定と償却・引当の厳格化は猶予された形になっている。そして、2003 年度から 2004 年度までを「集中改善期間」、2005 年度から 2006 年度までを「重点強化期間」として実施された後、時限プログラムから恒久的な枠組みへとなっている。そのため、主要行に対して実施された一連の施策は行われずに、要管理先と破綻懸念先に対する DCF 法の適用は任意とされていた。

それでも、地域銀行の DCF 法の導入状況は、2002 年度には 7 行、2003 年度には 17 行、2004 年度には 20 行、2005 年度には 27 行、そして 2006 年度には 31 行と増加傾向にある(花崎 2008)。さらに、日本銀行(2017)の一連の調査によると、2010 年以降、地域銀行と信用金庫は、DCF 法を適用するなどの引当金方法の精緻化に取り組んでいるとされる。

31 「要管理先」は、担保・保証等を考慮せずに総括的に引当額の算定がなされるため、本来であれば、(1) 債権額に対する引当率が開示されるはずである。しかし、金融再生委員会(1999)において、「要管理先」の引当率について未保全部分に対して 15% という目安を設定しているため、(2) 未保全部分に対する引当率が開示されるものと考えられる。

32 堀内(2006)は、当時の引当水準が実態に比して過剰であった可能性を指摘している。

表7: 地域銀行と信用金庫の貸倒引当金の算定方法の見直しの内容

Panel A: 地域銀行

	正常先		その他要注意先		要管理先		破綻懸念先	
	先数	構成比	先数	構成比	先数	構成比	先数	構成比
算定期間数の拡大	20	52.6	20	38.5	21	38.9	20	26.7
1算定期間の長期化	0	0.0	5	9.6	1	1.9	0	0.0
過去の引当率との比較	5	13.2	5	9.6	6	11.1	14	18.7
引当率の下限設定	2	5.3	2	3.8	4	7.4	18	24.0
リスクに応じた区分の細分化	5	13.2	19	36.5	0	0.0	1	1.3
DCF法の導入	0	0.0	4	7.7	12	22.2	11	14.7
DCF法の対象先拡充	0	0.0	5	9.6	17	31.5	19	25.3
CF控除法の導入	0	0.0	0	0.0	0	0.0	9	12.0
CF控除法の対象先拡充	0	0.0	0	0.0	0	0.0	8	10.7
その他	14	36.8	17	32.7	14	25.9	11	14.7
見直しを実施した先計(注)	38	100.0	52	100.0	54	100.0	75	100.0

Panel B: 信用金庫

	正常先		その他要注意先		要管理先		破綻懸念先	
	先数	構成比	先数	構成比	先数	構成比	先数	構成比
算定期間数の拡大	25	67.6	24	47.1	29	50.0	22	18.0
1算定期間の長期化	1	2.7	2	3.9	2	3.4	3	2.5
過去の引当率との比較	4	10.8	5	9.8	7	12.1	13	10.7
引当率の下限設定	8	21.6	8	15.7	11	19.0	31	25.4
リスクに応じた区分の細分化	0	0.0	4	7.8	0	0.0	5	4.1
DCF法の導入	0	0.0	3	5.9	6	10.3	12	9.8
DCF法の対象先拡充	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	1.6
CF控除法の導入	0	0.0	0	0.0	1	1.7	28	23.0
CF控除法の対象先拡充	0	0.0	1	2.0	0	0.0	9	7.4
その他	4	10.8	11	21.6	10	17.2	28	23.0
見直しを実施した先計(注)	37	100.0	51	100.0	58	100.0	122	100.0

(注)2010年度以降に見直しを実施した86行と144庫ベース。複数回答であるため、内訳は一致しない。

出所: 日本銀行(2017)の図表6。

表7は、地域銀行と信用金庫の貸倒引当金の算定方法の見直しに関する調査結果を示している(日本銀行2017)。DCF法を導入した先は、地域銀行の「要管理先」は22.2%、「破綻懸念先」は14.7%、信用金庫の「要管理先」は10.3%、「破綻懸念先」は9.8%となっている。また、信用金庫では、「破綻懸念先」にCF控除法を導入した先が、DCF法を導入した先よりも高い23%と高くなっている。このように、2010年以降、中小金融機関において、自発的にDCF法やCF控除法³³の導入や対象先の拡充に取り組む先が多い。今後、DCF法の適用行数のさらなる増加が期待される。

他方で、地域銀行も信用金庫も、「正常先」、「その他要注意先」、「要管理先」と「破綻懸念先」のそれぞれにおいて、「算定期間数の拡大」の見直しを行っている³⁴。2010年度以降に、引当方

33 キャッシュ・フロー控除法とは、元本と利息のキャッシュ・フローの合計(現在価値に割り引かれない額)まで簿価を切り下げる方法である。田中(1995)や米山(1999)も参照のこと。

34 「算定期間数の拡大」と「1算定期間の長期化」については補遺を参照のこと。

法の見直しを検討した中小金融機関のうち、地域銀行の7割、信用金庫の5割が、クレジットサイクルを意識して、地銀側も算定期間を基準よりも長めにとるなど、引当金の算出方法を見直す工夫を重ねている。もし大口債務者に対してDCF法を適用したとしても、それ以外の小口債務者に対しては貸倒実績率によって総括的な引当を行うため、DCF法の適用と貸倒実績率法の算定方法の見直しがセットで行われることは望ましいといえる。

以上より、地域銀行と信用金庫において、自発的にDCF法を導入している行数・庫数が増加している。よって、今後、地域銀行と信用金庫を分析対象として、DCF法の適用が要管理先の引当率に及ぼす影響の検証が行われることが期待される。

7. 要約と今度の展望

本研究は、日本の中小金融機関においてDCF法が原則適用となっていないという現状を背景にして、中小金融機関が「要管理先」に対してDCF法を導入する意義について検討した。貸倒実績率法は、過去情報に基づいて算定された平均的な予想損失額を、一般貸倒引当金として計上する引当方法である。その予想損失額は、積極的な意味を付すとすれば、「経験的な裏づけを有する額」といったところであろう。そのため、貸倒実績率法は、「正常先」や「その他要注意先」のように、減損が発生していない状況では、保守的慣行として一定の意義を認められる。

問題は「要管理先」である。「要管理先」は、金利減免等の金融支援を受けている債務者区分であるため、すでに減損している貸出債権が混在している。しかし、貸倒実績率法による引当額は、その総額の適切性を検証するための術がないため、過小引当であってもその状態が許容されてしまうという問題を抱えている。そのため、「破綻懸念先」に下位遷移してはじめて引当不足が顕在化するという事態が生じてしまうこともある。よって、「要管理先」に対する貸倒実績率法の適用は、銀行経営者が、不良債権の処置を先送りすることを促進し、投資家の判断を誤導してしまう可能性がある。

そこで、「要管理先」に対してDCF法をすれば、キャッシュ・フローの回収可能性の悪化という経済実態を適切に反映することができる。DCF法は、費用対効果を考慮すると、一定規模以上の大口債務者に対してのみの適用となるが、それでもバックテスト等によって、それらの引当額の適切性は担保される。そのため、それらの大口債務者が「破綻懸念先」に下位遷移したとしても、そのときになってはじめて多額の貸倒引当金の必要性が発覚するという事態を回避できる。よって、「要管理先」に対するDCF法の適用は、財務諸表の透明性を向上し、与信管理の強化に寄与するものと期待される。

以上より、中小金融機関においても、「要管理先」に対してDCF法を導入することは望ましいと結論付けられる。実際に、近年、自発的にDCF法を導入する地域銀行や信用金庫が増加している。それらをサンプルにすれば、DCF法の適用が要管理先に対する引当率を増加させていくかどうかを分析することを通じて、DCF法の有効性を検証できる可能性がある。よって、今後、DCF法の適用が要管理先の引当率に及ぼす影響の検証が行われることが期待される。

参考文献

- 岩崎美智和. 2007.『不良債権処理の制度的枠組みの変遷』埼玉大学大学院経済科学研究科博士論文.
- 碓井茂樹. 2013.「内部格付制度と金融リスク計量化」(2013年4月10日). 日本銀行金融機構局金融高度化センター (https://www.boj.or.jp/announcements/release_2013/rel130410a.htm/) (2018年2月13日現在).
- 小野有人. 2007.『新時代の中小企業金融ー貸出手法の再構築に向けて』東洋経済新報社.
- 金融再生委員会. 1999.「資本増強に当たっての償却・引当についての考え方」(1999年1月25日).
- 金融庁. 1999.「預金等受入金融機関に関する検査マニュアル」(1999年7月1日).
- 金融庁. 2002.「金融再生プログラムー主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生ー」(2002年10月30日).
- 金融庁. 2003.「担保評価の厳正な検証について」(2003年3月14日).
- 金融庁. 2008.「中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置」(2008年11月7日).
- 新日本有限責任監査法人編. 2012.『業種別会計シリーズ 銀行業』第一法規.
- 醍醐聰. 1995.「信用リスクと預貸金の現在価値」『税経セミナー』40(16): 10-16.
- 田中建二. 1995.「現在価値測定の役割」『会計』148(4): 29-41.
- 田中建二. 1997.「貸付金の減損(1)」『企業会計』49(5): 113-117.
- 中小企業庁. 2002.「金融環境実態調査」(2002年11月).
- 中小企業機構 HP (<http://www.smrj.go.jp/doc/tool/jissen-kaitou13.pdf>).
- トーマツ. 2013.『Q&A 業種別会計実務・9銀行』中央経済社.
- 西澤茂. 1997.「現在価値による会計測定の意義と問題点」『会計』15(5): 71-85.
- 日本経済新聞. 2002.「銀行不良債権、査定厳格化、今期から——金融庁、会計士協に要望。」(2002年11月13日).
- 日本銀行. 2001.「信用格付を活用した信用リスク管理体制の整備」(2001年10月3日).
- 日本銀行. 2003.「貸出の経済価値の把握とその意義ー金融機関・企業のビジネスモデルの変革に向けてー」(2003年4月28日).
- 日本銀行. 2017.『金融システムレポート別冊「地域金融機関における貸倒引当金算定方法の見直し状況」』(2017年4月12日).
- 日本銀行金融機構局. 2005.「内部格付制度に基づく信用リスク管理の高度化」(2005年7月28日).
- 日本銀行考查局. 2002.「本邦金融機関による経営課題への対応状況」(2002年4月8日).
- 日本公認会計士協会. 1997.「銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに償却・引当の監査に関する実務指針」」(1997年4月15日).
- 日本公認会計士協会. 2003.「銀行等金融機関において貸倒引当金の計上方法としてキャッシュ・フロー見積法(DCF法)が採用されている場合の監査上の留意事項」(2003年2月24日).
- 日本公認会計士協会. 2003.「銀行等金融機関の正常先債権の貸倒実績率又は倒産確率に基づく貸倒引当金の計上における一定期間に関する検討」(2003年2月24日).
- 日本公認会計士協会. 2003.「主要行の監査に対する監査人の厳正な対応について」(2003年2月24日).
- バーゼル銀行監督委員会. 1999.「貸出金の会計処理および開示についての健全な実務のあり方」1999年7月 (http://www.fsa.go.jp/p_fsa/inter/bis/bj_007d.pdf) (Basel Committee on Banking Supervision. 1998. Sound Practices for Loan Accounting, Credit Risk Disclosure and Related Matters.).
- 花崎正晴. 2008.『企業金融とコーポレート・ガバナンス—情報と制度からのアプローチ』東京大学出版会.

- 深田健太郎編著. 2014.『第二版 基礎から学ぶ貸出金査定 Q&A』銀行研究社.
- 堀内昭義. 1999.『日本経済の金融危機』岩波書店.
- 堀内昭義. 2006.「日本の銀行危機とその対応策の評価」『フィナンシャルレビュー』第 86 号: 99-121.
- 間下聰. 2003.「政府による資産査定の厳格化の動向—主要行に要請される要管理先大口債務者への DCF 法適用—」『金融制度情報』7: 1-17. 信金中央金庫総合研究所.
- 米山正樹. 1999.「減損と「見積もりの修正」—「期待の変質」なき評価の切り下げ—」『学習院大学 経済論集』35 (3・4): 205-219.
- UFJ ホールディングス. 2003.「2003 年 3 月期決算説明資料」.
- Berger, A. and G. Udell. 1998. The economics of small business finance: the roles of private equity and debt markets in the financial growth cycle. *Journal of Banking & Finance* 22 (6-8): 613-673.
- Bushman, R. M. 2016. Transparency, accounting discretion, and bank stability. *Economic Policy Review* 22(1): 129-149.
- Boot, A.W.A. 2000. Relationship banking: What do we know? *Journal of financial intermediation* 9: 7-25.
- Caballero, R.J., Hoshi, T. and A.K. Kashyap. 2008. Zombie lending and depressed restructuring in Japan. *The American Economic Review* 98 (5): 1943-1977.
- Financial Accounting Standards Board 1993. *Accounting by Creditors for Impairment of a Loan*. SFAS No. 114.
- International Accounting Standards Committee. 1998. *Financial Instruments: Recognition and Measurement*. IAS No.39.
- Rajan, R.G. 1992. Insiders and outsiders: The choice between informed and arm's length debt. *Journal of Finance* 47 (4): 1367-1400.
- Rajan, R.G. 1998. The past and future of commercial banking viewed through an incomplete contract lens. *Journal of Money, Credit, and Banking* 30(3): 524-550.

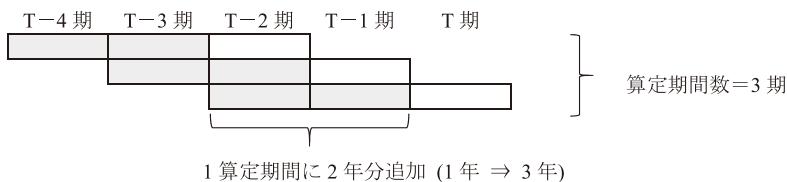
補遺

図7は、「(1)1算定期間の長期化」と「(2)算定期間数の拡大」のイメージ図である。上段は、「(1)1算定期間の長期化」を示している。「1-3年基準」に基づくと、正常先の1算定期間は1年である。つまり、T-1期末債権残高とT期の貸倒償却等毀損額から、T-1期の予想損失率を計算している。ここで、1算定期間に2年を追加して3年とする。この場合、T-3期末債権残高を分母、T-2期からT期までの3年間の貸倒償却等毀損額の合計を分子として、T-3期の予想損失率を計算することとなる。このように1算定期間の長期化することで、引当率を高めることができるようになる。

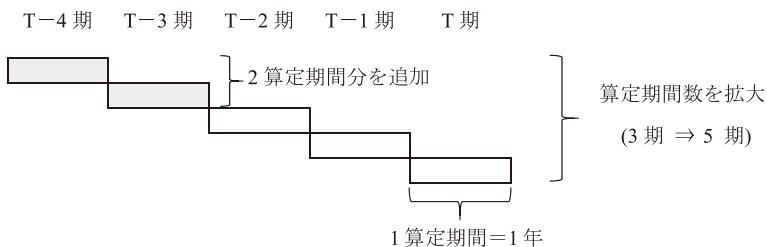
下段は、「(2)算定期間数の拡大」を示している。通常は、算定期間数は3つで、算定期間ごとに予想損失率を計算し、それらの平均値を当期の予想損失率とする。しかし、それではクレジットサイクル（マクロ的な景気循環の周期）を捉えることができない。そこで、例えば、算定期間数を2つ増やして、5算定期間で予想損失率を計算することで、時間の経過とともに貸倒実績率が比較的高かった時期が計測期間から外れていく影響を軽減し、景気循環の影響を均す効果が期待できるとされる（日本銀行2017）。日本銀行（2017）のアンケート調査によると「正常先」、「その他要注意先」、「要管理先」と「破綻懸念先」のそれぞれにおいて、「算定期間数の拡大」の見直しを行っている先の比率が高かった。

図7 「1算定期間の長期化」と「算定期間数の拡大」のイメージ

(1)1算定期間の長期化



(2)算定期間数の拡大



出所 日本銀行（2017）。